

全教神戸市教職員組合との交渉議事録

1. 日時：令和7年11月14日（金）18：00～19：00
2. 場所：教育委員会会議室
3. 出席者：（市）教職員給与課長、労務制度係長、他1名
（組合）執行委員長、書記長、他1名
4. 議題：旅費制度の見直しおよび育児・介護により転居した職員への新幹線に係る通勤手当の支給、給与改定、教員の処遇改善について

5. 発言内容：

（市） 皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて感謝申し上げます。

本日は、4点について、ご提案させていただきたいと考えております。

1点目は、旅費制度の見直しについて

2点目は、育児・介護により転居した職員への新幹線等に係る通勤手当の支給について

3点目は、給与改定について

4点目は、教員の処遇改善についてでございます。

それでは、まずお配りしております「旅費制度の見直しについて（案）」をご覧ください。

まず「1. 概要」でございますが、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、公費の適正な支出を図る観点から、国における改正内容を踏まえ、旅費制度の見直しを行います。

「2. 内容」でございますが、はじめに「（1）鉄道賃の見直し」につきまして、運賃等に加え鉄道の利用に必要な費用を支給対象とすることといたします。

「（2）船賃の見直し」でございますが、運賃等に加え船舶の利用に必要な費用を支給対象とすることといたします。

「（3）航空賃の見直し」でございますが、外国旅行において、航空機で著しく長時間移動、飛行時間24時間以上の移動をする場合に運賃の等級を引き上げることといたします。また、運賃に加え航空機の利用に必要な費用を支給対象とすることといたします。

「（4）車賃の見直し」でございますが、自家用車等の利用に必要な費用を実費支給の対象といたします。

また、自家用自動車のガソリン代については、原則、実勢価格を踏まえた定額支給方式とすることといたします。

「（5）宿泊料の見直し」でございますが、上限額を「国家公務員等の旅費支給

規程」の「宿泊費基準額」に準ずることとし、内国旅行の場合で 8,000 円～19,000 円、外国旅行の場合で 8,000 円～59,000 円といたします。

また、特別な事情がある場合は、上限額を超えての支給を可能とすることといたします。

「(6) 宿泊手当の新設」でございますが、宿泊を伴う旅行に必要な、夕朝食代の掛かり増し費用を含む諸雑費に相当する定額を支給するため、日当を廃止し、宿泊手当を新設することといたします。

支給額は「国家公務員等の旅費支給規程」の「宿泊手当」に準ずることとし、一夜につき、内国旅行の場合で一律 2,400 円、外国旅行の場合で 3,900 円～5,400 円といたします。

また、夕朝食代に相当するものが宿泊費に含まれる場合等は、減額して支給することといたします。

次ページをご覧ください。

「(7) 移転料の見直し」でございますが、実費支給方式に変更することといたします。

「(8) 着後手当の見直し」でございますが、実際に宿泊した夜数に応じて、宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額を支給することといたします。

「(9) 扶養親族移転料の見直し」でございますが、赴任の命ぜられた日において、生計を一にする同居家族に支給することといたします。

また、現に支払った交通費等を支給することといたします。

「(10) 旅行雑費の見直し」でございますが、支給対象となる費用を追加いたします。

「(11) 死亡手当の見直し」でございますが、職員の配偶者及び子を対象に追加いたします。

支給額は「国家公務員等の旅費支給規程」の「死亡手当」に準ずることとし、一律 930,000 円といたします。

「(12) その他」でございますが、旅費の返納について、給与等からの控除を可能といたします。

また、旅行日数の算定について、距離に応じた算定方法を廃止するとともに、食卓料及び支度料についても廃止することといたします。

「3. 実施時期」でございますが、令和 8 年 4 月 1 日以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行から適用することといたします。

旅費制度の見直しについては以上です。なお、参考に、旅費制度の見直しに係る現行制度との比較資料をお配りしておりますのでご参照ください。

つづきまして、「育児・介護により転居した職員への新幹線等に係る通勤手当の支給」についてでございます。

それでは、お配りしております「育児・介護により転居した職員への新幹線等に係る通勤手当の支給について（案）」をご覧ください。

「1. 概要」でございますが、職員が家庭の事情によらず働き続けることができるように、育児・介護により転居して新幹線等による通勤を必要とする職員へ新幹線等に係る通勤手当を支給いたします。

「2. 育児・介護による転居の定義」でございますが、

まず「(1) 育児による転居」の定義につきましては、職員又は配偶者の異動又は官署移転に伴い、配偶者と同居し満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域に転居すること、といたします。

次に「(2) 介護による転居」の定義につきましては、職員又は配偶者の父母であって、要介護認定を受けている者の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居すること、といたします。

「3. 支給要件」でございますが、記載している(1)から(4)の全てに該当することとしております。(1)新幹線等による通勤で1つの特急券で乗車する区間が片道100キロメートル以上であること(2)転居後の住居からの通勤であること(3)新幹線等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とすること(4)新幹線等の利用により通勤事情の改善が認められることでございます。

「4. 実施時期」でございますが、令和8年4月1日といたします。

育児・介護により転居した職員への新幹線等に係る通勤手当の支給については、以上でございます。

つづきまして、給与改定についてでございます。

それでは、お配りしました「令和7年度給与改定要綱（案）」に沿って、ご説明いたします。

まず、「1. 給料表」についてでございます。

給料表につきましては、別紙「給料表改定案」のとおりといたします。

改定にあたっては、基本的には国の対応号給の改定額を基礎として、本市人事委員会勧告や国、他都市の改定状況のほか、本市の実情を考慮の上、引上げを行うことといたします。具体的には、行政職給料表において、高卒初任給は12,300円、大卒初任給は12,000円の引上げとし、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、再任用職員を含む全級・全号給において引上げ改定を行いたいと考えています。

他の給料表につきましては、行政職給料表との均衡を基本として改定を行いたいと考えております。

なお、初任給の基準となる給料月額につきましては、資料の参考1に記載の

とおりといたします。

また、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額につきましては、国の改定と同様、各級の高位号給の改定額を基本に改定を行いたいと考えております。

人事・給与制度の見直しにおける係長級の処遇改善については、このたびの給料表改定の中で、行政職給料表および医療職給料表（２）の係長級を対象に、全号給においてさらに1,200円の引上げを行い、これまでの引上げと合わせて10,000円の引上げを達成したいと考えております。

次に、「２．宿日直手当」についてでございます。

宿日直手当につきましては、国に準じた改定を行うこととし、勤務１回に係る支給額について300円の引上げ改定を行いたいと考えております。

次に、「３．実施時期」についてでございます。

実施時期につきましては、令和７年４月１日といたします。

なお、これには会計年度任用職員のうち令和７年１２月期の期末・勤勉手当の支給要件を満たす者を含み、その他の者は令和７年１２月１日からの適用といたします。

差額支給につきましては、会計年度任用職員も含め、１２月１９日（金）の予定で作業を進めております。

なお、国の地域手当の見直しに対する本市での取扱いにつきましては、本市人事委員会からの報告のほか、あらゆる状況等を踏まえながら、職員の給与水準に影響を与えないよう検討を進めてまいりました。その結果、令和８年度以降においては、当面の間、現行の１２％を維持することといたします。

今後につきましては、あらゆる状況等を勘案し、本市における取扱いの見直しが必要な場合には、改めて協議させていただきたいと考えております。

つづきまして、期末・勤勉手当についてでございます。お手元にお配りした「期末・勤勉手当の支給月数及び支給日（案）」をご覧ください。

一般の職員及び会計年度任用職員の期末手当を0.025月引き上げ、今年度より「2.50月」から「2.525月」とするとともに、勤勉手当の支給月数を0.025月引き上げ、人事評価結果の反映前の年間支給月数について、今年度より「2.10月」から「2.125月」、併せた期末・勤勉手当の年間支給月数を「4.60月」から「4.65月」といたします。

また、再任用職員におきましては、期末手当を0.025月引き上げ、今年度より「1.40月」から「1.425月」とするとともに、勤勉手当を0.025月引き上げ、今年度より「1.00月」から「1.025月」、併せた期末・勤勉手当の年間支給月数を「2.40月」から「2.45月」といたします。

なお、令和８年度の期末・勤勉手当の支給月数につきまして、今回引き上げ

た月数を夏期及び年末で均等に割り振り、一般の職員及び会計年度任用職員につきましては夏期・年末とも 2.325 月、再任用職員につきましては、夏期・年末とも 1.225 月といたします。

今年度の年末手当につきましては、一般の職員及び会計年度任用職員については 2.35 月分を、再任用職員については 1.25 月分を、12 月 10 日に一括支給いたします。

次に、年末手当の支給細目について、「勤勉手当の支給基準」をご覧ください。基準については、従前から変更はありません。

つづきまして、災害待機手当の改正について、ご提案させていただきます。

お配りしております「災害待機手当改正（案）について」をご覧ください。

「1. 概要」についてですが、前回の改正から今年度までの給与改定率を勘案し、災害待機手当の増額を行うことといたします。

「2. 内容」についてですが、改正後の金額といたしましては、

1 時間～3 時間の区分については 3,000 円

3 時間～5 時間の区分については 4,600 円

5 時間～7 時間の区分については 6,250 円

7 時間以上の区分については 7,000 円 といたします。

「3. 実施時期」については、令和 8 年 1 月 1 日といたします。

災害待機手当の改正については、以上でございます。

最後に、年末調整についてですが、12 月 19 日（金）支給の給与明細上でその過不足分を精算いたします。

つづきまして、教員の処遇改善について、ご提案させていただきます。

お配りしております「教員の処遇改善について」をご覧ください。

「1. 概要」でございますが、全ての子供たちへのより良い教育の実現に向け、教員の魅力を向上し、教師に優れた人材を確保するため、国の法改正を踏まえて、教職の重要性と職務や勤務状況に応じた処遇改善を行うことといたします。

「2. 実施内容」でございますが、はじめに「(1) 教職調整額の改善」につきまして、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正を踏まえ、令和 12 年度までに 10%まで引き上げることといたします。なお、指導改善研修を受けている職員については、職務や勤務の状況に応じた処遇を実現する観点から、教職調整額を支給しないことといたします。

次に、「(2) 教員特別手当の見直し」でございますが、「①学級担任等加算の新設」につきまして、教育公務員特例法の改正を踏まえ、校務類型に応じた支給とするため、学級担任等加算を導入し、給料の調整額の支給対象の教員を除く、担任及びそれに準ずる校務を担当する教員に給料月額額の 0.5%を加算する

ことといたします。なお、桜の宮小学校、桜の宮中学校のしらゆり分校及び若葉学園の学級を担当する教員については給料月額の2%を加算することといたします。

「②一律支給額の減額」につきまして、級号給に対応して支給している教員特別手当については、教職調整額の改善、学級担任等加算の導入を踏まえ、別紙のとおり、一律支給額を減額いたします。

次に、「(3) 特殊勤務手当の見直し」でございますが、「①多学年学級担任手当の廃止」につきまして、教員特別手当の学級担任等加算の導入に伴い、多学年学級担任手当を廃止することといたします。

「②非常災害時等の緊急業務に係る特殊勤務手当の改善」につきまして、学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に関する、週休日等の業務従事時間の要件を8時間程度から4時間程度に緩和するとともに、非常災害時における児童生徒の負傷、疾病等に伴う救急の職務及び、児童生徒に対する緊急の補導の職務の支給額を1回あたり8,000円に増額いたします。

最後に、「(4) 給料の調整額の減額」につきまして、支給額を給料月額の3%程度から1.5%程度に段階的に引き下げることにいたします。

「3. 実施時期」でございますが、「(1) 教職調整額の改善」、「(2) 教員特別手当の見直し」、「(3) 特殊勤務手当の見直し」につきましては令和8年1月1日といたします。なお、「(1) 教職調整額の改善」につきましては、各年度1月1日付けで1%ずつ段階的に引き上げることといたします。

「(4) 給料の調整額の減額」につきましては、令和9年1月1日に2.25%、令和10年1月1日に1.5%に段階的に引き下げることにいたします。

私どもからは以上でございます。

(組合) ありがとうございます。旅費制度の見直しについて、質問します。鉄道の料金について、運賃等のみ支給されていた現行から、見直し案では鉄道利用に必要な費用を支給するということですが、具体的に何が変わりますか。例えば、現行だったら、一番安い値段で旅費が支給されていると思います。三宮からKECに来る場合、阪神電車の方が安価ということでJRを利用してもJRの料金では支給されません。そういった部分が見直されているのでしょうか。

(市) そこは変更しておりません。例えば、旅行に行くときに、必要な料金に付随するような手数料などを対象とした変更です。したがって、基本的な考え方は変わっておりません。

(組合) わかりました。大きく変わるとしたら、車賃かなと思いますが、今までは1kmが37円だったのが、ガソリン代が移動距離1kmにつき18円で、駐車場や高速道路の料金も支給されるということだが、注意書きとして「有料道路代は、公務のため特に必要とする場合に限り支給するものとする」とあり

ます。具体的にはどういう場合に限るのですか。

(市) 有料道路については、現行では旅費では支給していませんが、使用料という形で支給をしております。これまで使用料として支給していた部分が旅費に変わるということでありますが、支給基準については現行の基準から変更するということは予定しておりません。

(組合) 今まで、例えば、山麓バイパスや新神戸トンネル代は支給されるとか。有料道路ごとに出る・出ないがあったと思いますが、それはどうなっていますか。

(市) それは、通勤手当の話なので、今回の旅費の話とは関係ありません。今回の旅費制度の見直しについては、出張などの際に、有料道路代で例えば明石海峡大橋を利用し、距離が 50km 以上ある場合や、所属長が認めたものということで運用しており、その基準は変わりません。ただ、現在、前渡金的扱いとして、学校にお金があつて、それを事前申請して受取って出張に行くというものが、旅費として支給されるということで、手続きが変わるということになります。また、駐車場などは、対象外だったものが、領収書等を添付して申請し、認められれば旅費として支給されるということになります。

(組合) 特別支援学校などで、訪問教育みたいなもので児童の自宅を訪問したり、進路の関係で様々な施設等へ訪問することが結構ありますが、現行では駐車場代が支給されないのが、実費で行っているが、それは支給対象になるか。

(市) 一番安価な場所を選んでいただく必要はありますが、領収書を添付して申請すれば対象となります。有料道路の支給基準については、後日共有させていただきます。

(組合) ありがとうございます。宿泊手当の新設については、自然学校等に関わってくるかと思いますが、その辺りは現行と大きく変わりますか。

(市) 日当の廃止と宿泊手当の新設というのは、プラスの面とマイナスの面がありまして、県内への出張、例えば、自然学校などであれば、これまで日当は支給されていませんでした。これが、今後は宿泊手当の支給対象となるということで、宿泊手当の分、支給額が増えるということです。ただ、一方で、例えば、東京への出張であれば、これまで一日あたり、1900 円の日当が支給されていたので、一泊二日で行った場合は 3,800 円支給されていた日当の支給がなくなり、代わりに宿泊手当が 2,400 円支給され、差額が 1,400 円になります。ですので、出張先によって、今回の改正で、支給される額が減るところと増えるところがあるということでご認識いただければと思います。

(組合) 育児・介護により転居した職員への新幹線等に係る通勤手当については、今までは支給されていなかった手当ですか。

(市) ご認識の通りです。新幹線は通勤手当の認定対象外でした。

(組合) 県外などに、介護などでしばらく行かないといけないとなったときに支給さ

れるということですか。

(市) ご認識の通りです。ただし、条件として、片道距離が100km以上ということですので、神戸を基準にすると西は岡山、東は京都で80kmなので滋賀の手前ぐらいという条件があります。

(組合) 給与改定についてお聞きします。教職員の給料表で給料表(2)はどんな校種ですか。

(市) 給料表(2)が高校で、給料表(3)が幼稚園です。

(組合) 給料表の1級、2級、3級というのは何を指しますか。

(市) 1級が臨時講師、2級が教諭なので、正規で採用されている職員は最初から2級適用となります。3級が主幹教諭です。

(組合) 給料改定で凄く金額が増えましたね。教員以外も全体的に増えているということですか。

(市) 全体的に増えております。公民格差を解消する形でさせていただいております。

(組合) 国に準じる形ですか。

(市) 改定率については、神戸市の人事委員会で神戸市内の民間事業者と神戸市職員との給与の間隔差を調査していますので、自治体によって、また国の改定率とも異なります。また改定率が決まった後に、若手や高齢層など、どの層をどれだけ改定されるかの配分については、国家公務員の給与改定の状況を踏まえたうえで決定しています。

(組合) 昨年度は、結構若手に厚く、高齢層には薄く配分されていたと思うが、今回は高齢層も結構改定されたという印象です。改定分は、12月19日に支給される形ですか。

(市) 改定差額である令和7年4月から11月までの差額を12月19日に支給させていただきます。

(組合) 地域手当の方も、12%維持していただいております。地域手当は、神戸市以外の他の地域ではどんどん減らされている中で神戸市は凄いなという印象です。

(市) 当面の間は維持させていただく予定です。

(組合) 神戸市以外の地域からは地域手当が減らされていると聞いており、神戸市でも減らされるだろうなと思っていました。

(市) 他の地域ではおそらく8%が多いと思いますが、神戸市では人材確保の観点も踏まえて、当面の間は12%を維持する予定です。

(組合) 教育免許は1種や2種があると思いますが、そこで給料の差はありますか。

(市) ございません。

(組合) 大学卒業後の初任給も免許の種類で変わらないですか。

- (市) 初任給は学歴で決まっているので、同じ大卒であれば初任給は同じです。
- (組合) 期末勤勉手当に関して、他都市の動向と比べてどうですか。
- (市) 国とは改定率が同じで、他の政令指定都市の今年度の状況が不明だが、例年どの自治体も同じなので、大きな差は今年度もないと考えております。
- (組合) 提案資料を見ると、今年度は夏季賞与に支給された分より年末の賞与の方が多めに支給され、来年度は夏も年末も同じになるのですか。
- (市) 夏季賞与はすでに支給済みなので、例年、年末の賞与で調整します。そして翌年度は、按分して支給する方法をとらせていただいております。
- (組合) 災害待機手当についても、昔と比べると大きく変わっている印象ですが、これも教職員だけでなく、神戸市全体の流れですか。
- (市) ご認識の通りです。
- (組合) 災害待機手当と非常災害時等の緊急業務（1号特勤）に係る特殊勤務手当は別ですか。
- (市) 別です。学校に避難所が設営された場合は、特殊勤務手当の対象になり、防災指令は発令されているが、避難所の設営がない場合は、待機する状況ということで災害待機手当の対象となります。
- (組合) 学校で待機している場合は、災害待機手当の対象ということですね。
- (市) ご認識の通りです。
- (組合) 処遇改善についていくつかよろしいでしょうか。まず、学級担任等加算について、小学校に勤務する特別支援額級や通級で勤務する教員についてはどうなりますか。
- (市) 学級担任等加算の制度においては、給料の調整額が支給されている小学校の特別支援学級の担任や通級の担当をされている先生は対象外となっております。
- (組合) 養護教諭は学級担任等加算の対象に入りますよね。
- (市) 養護教諭も栄養教諭も入ります。給料の調整額が支給されていない先生方は学級担任等加算の対象と考えていただけたらと思います。
- (組合) 給料の調整額が支給されているというのは、小学校でいえば、特別支援学級の担任と通級の担任ですか。
- (市) ご認識の通りです。
- (組合) 職場の中で、学級担任等加算が支給されない人はどんな人たちですか。
- (市) 給料の調整額が支給されている方や管理職、産前産後休暇や長期で病気休暇を取得していて学校での勤務実態がない人たちは学級担任等加算の対象外です。
- (組合) 司書はどうですか。
- (市) 教員の方を対象としているので、司書や会計年度任用職員は対象外です。

- (組合) 会計年度任用職員は対象外ですか。
- (市) 会計年度任用職員である非常勤講師は、もともと教員特別手当が支給されていないので、対象外です。ですので、対象となるのは、正規職員や再任用職員、臨時的任用職員である常勤講師と考えていただければと思います。
- (組合) 支給額については、一律ではないのですか。
- (市) 支給額については、給料月額の0.5%とさせていただきました。一律の支給額も検討しましたが、それぞれの給料月額に基づいて支給額を決定することとさせていただきます。
- (組合) 常勤講師は月ごとに入れ替わりがあったりしますが、毎月加算されるということですか。
- (市) ご認識の通りです。教員特別手当は毎月支給される手当ですので、任用されている月については、支給されます。
- (組合) 「②一律支給額の減額」というのは、1.5%が1%に減額されるという意味ですよね。
- (市) ご認識の通りです。
- (組合) 「②一律支給額の減額」というのは、特別支援学校や特別支援学級は関係なく、全員が減額ですか。
- (市) ご認識の通りです。しかしながら、学級担任等加算の対象となる方については、「②一律支給額の減額」によって0.5%程度減額になりますが、一方で、学級担任等加算で0.5%加算されますので、基本的にはほとんど同じになります。計算上の誤差で100円程度の差が発生することもあります。ほとんど教員特別手当の支給額は一律支給額の減額の前後で変わらないとご認識していただければと思います。
- (組合) 学級担任等加算のお金は国から支給されているのですか。
- (市) 令和8年1月1日以降については、学級担任等加算分として、小学校や中学校の学級数×3,000円のうち、3分の1が国庫負担の対象となります。神戸市では、その国庫負担の対象となる金額を、できるだけ幅広く配分した分、金額が3,000円よりも低くなっております。
- (組合) 「②一律支給額の減額」の部分は、国からの予算も削減されており、国としても、「②一律支給額の減額」の部分を学級担任等加算で相殺する形か。
- (市) ご認識の通りです。
- (組合) 神戸市として、新たに予算を配分することは難しいか。
- (市) 市独自で予算を配分することは難しいので、国庫負担の対象となる枠内で対応させていただきます。
- (組合) 国の制度では、特別支援学校や特別支援学級の先生方は給料カットという話題が出てきていたと思うのですが、神戸市ではどうか。

- (市) それが、今回提案させていただいている「(4) 給料の調整額の減額」のことだと思います。国は、学級担任等加算の3,000円について、特別支援学級や特別支援学校は対象外としているので、それも話題の理由かと思いますが、令和9年1月1日から予定しております給料の調整額の減額が理由かと思われます。「(4) 給料の調整額の減額」については、現行で給料月額3%で支給させていただいているものを、令和9年1月1日から2.25%、令和10年1月1日から1.5%と段階的に引き下げることが国で検討されております。
- (組合) これが特別支援学級や特別支援学校を対象としたものですね。
- (市) ご認識の通りです。現時点では実施予定となっておりますが、国で正式に決定された場合には、本市でも対応せざるを得ないかと考えております。
- (組合) 国が3%から段階的に1.5%に減額すると言っているのか。
- (市) ご認識の通りです。減額する1.5%を2年に分けて、1年ごとに0.75%ずつ減額する案をご提案させていただいております。
- (組合) 国の方針ということで致し方ない部分はあると思いますが、給料の調整額については、特別支援学校や特別支援学級の担任だからという理由で支給されているのではなく、専門性を重視して支給されていたと思います。限られた予算の中で、国としては、なんとかやりくりする趣旨で減額になっていると思いますが、専門性を重視して支給されていたものを減額して、特別支援学校以外の担任とできるだけ同じになるようにというのは、本来はしてほしくないですし、私たちとしては減額するべきではないと考えております。給料の調整額が減額になる分、学級担任等加算が新設され、特別支援に勤務する人たちは上がることはないが、そもそも給料の調整額が支給されていることで他の校種よりも給料は高いということか。
- (市) 給料の調整額の減額分を、学級担任等加算の原資にしているわけではありませんが、国で給料の調整額の見直しが行われた場合には、本市においても同じ対応をする必要があると考えております。
- (組合) 神戸市としては、断固として、国の見直しに従わないといけないのか。
- (市) 財源の問題もありますし、国で見直しをされた場合、おそらく他の自治体も同じ取扱いをする可能性が高いと思います。他都市との均衡なども考慮して、減額の取扱いは必要かと考えております。
- (組合) 現在、他都市から色々な情報が入ってきており、神戸市は羨ましいといった声も多いので、それはありがたいと思っています。学級担任等加算について、等というのは、国から何か指示があったりしたのですか。国からは学級担任への加算という話がきていると思うが、神戸市はみんなに分けるということに対して国から何かありましたか。
- (市) 現時点、国からの指導等はありません。文部科学省の省令で、校務類型に係

る困難性における基準を定めるとありますが、実際には、校務類型に係る困難性その他の事情に応じた加算措置をどうするのか、支給額をどうするのか、というのは各自治体において設定することができるかと認識しておりますので、各自治体の実情に応じた対応をするというのは問題ないと考えております。

(組合) 我々としては、ありがたいことだと思っています。分断を生むことは避けたいとずっと言ってきましたので、今回それが形となって嬉しく思っています。学校現場では、様々な先生方が関わっている部分も多く、この人だけが担任だというのは、学校の現状ではないので、みんなでカバーしあっている学校だからこそ、神戸市のやり方は大事なことだと思っています。

(市) 私どもも、現場の声や状況を踏まえまして、どういった形が一番良いのかを検討し、与えられた財源の中で、再配分させていただいております。

(組合) 教職調整額が4%から10%まで引きあがることについては、特別支援学校や特別支援学級もあがりますか。

(市) ご認識の通りです。

(組合) 期末勤勉手当に入るのは教職調整額だけですか。

(市) 教職調整額だけではなく、給料の調整額も入ります。教員特別手当などは毎月の支給ですが、教職調整額や給料の調整額は、給料と同等のものとして扱われておりますので賞与に入ります。

(組合) 我々が聞いたかったことは以上です。ありがとうございました。